

## 教育委員会 2月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和5年2月9日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市役所4階 庁議室	
教 育 長	加藤 正彦	
出 席 委 員	委員 田中 直美 委員 竹川 典子 委員 稲垣 遼	委員 小澤 慎太郎 委員 加藤 千春
欠 席 委 員	委員 青山 貴彦	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図 書 館 長 まちづくり協働課長 文 化 課 長 スポーツ課課長補佐	磯村 玲子 谷口 墨 此下 明雄 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 長江 孝浩
書 記	教育政策課課長補佐兼企画係長 教育政策課企画係	松見 健一 梅原 明江
傍 聴 人 数	0名	
開 会 時 刻	午後2時00分	
閉 会 時 刻	午後3時7分	
	議 題	可否
1 報 告		
	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について	
	(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について	
	(3) 令和4年11月、12月情報公開請求について	
	(4) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について	
2 議 案		
第5号議案	令和4年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について	可
第6号議案	令和5年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について	可
第7号議案	瀬戸市立学校管理規則の一部改正について	可
第8号議案	瀬戸市立学校管理規則施行細則の一部改正について	可
第9号議案	瀬戸市学校運営協議会規則の制定について	可
3 その他		
	・ 日程について	

<p>教 育 長</p>	<p>開会 午後2時00分</p> <p>ただいまから、令和5年2月定例会を開催します。</p> <p>1月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について</p> <p>教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「朝日新聞 親子で作文・スクラップ教室」をはじめ、5件について催物の審査結果を報告。</p> <p>併せて、実績報告書に基づき、「第12回 民謡唄っこのど自慢チントンシャン」をはじめ、8件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年11月、12月情報公開請求について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について</p> <p>スポーツ課課長補佐から、資料に基づき報告。</p> <p>2 議 案</p> <p>第5号議案 令和4年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について</p> <p>教育政策課長から、資料に基づき説明。</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき説明。</p> <p>スポーツ課課長補佐から、資料に基づき説明。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>まず1つ、減額補正の表記の仕方が教育政策課は三角になっていますが、学校教育課はマイナスになっているので、これは統一をしていただきたいです。2つ目は、追加分の補正で、全部緊急性が高いと思うのですが、特にエアコン改修工事についてはせっかく令和4年度予算になったので、ぜひ事務を早めに進めていただきたいと思います。年々温暖化が進んでいるのでエアコンを使う時期に間に合うように、できるだけ早く使えるようにしていただきたいと思います。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>マイナスの表記につきましては、今後各課と合わせるようにしてまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。</p> <p>第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。（全員挙手）</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p> <p>第6号議案 令和5年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について</p> <p>教育政策課長から、資料に基づき説明。</p> <p>加藤千春委員より、「小学校、中学校、特別支援学校のいずれにおいても ICT 支</p>

援員業務委託費の予算額が令和4年度に比べ大幅な減額となっていますが、どのような理由によるもののでしょうか。教員のスキルアップや負担軽減に支障が生じることはありませんか。」と事前質問あり。

教育政策課長より、「ICT業務委託費につきましては令和4年度と比較して約半分となっております。これについては、週4回の頻度で支援員が各学校を巡回しておりましたけれども、これを週2回に変更するものでございます。この変更は、令和4年度に週4回の巡回を実施することで、一定程度の効果を得たという判断がございまして、令和5年度の巡回回数を減少するというものでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、教員のスキルアップですとか負担軽減については今後も注視しながら、適切な人員配置等の対応に努めていきたいと考えております。」と回答。

学校教育課主幹から、資料に基づき説明。

加藤千春委員より、「学校給食費負担金及び学校給食調理の予算額は令和4年度当初予算とほぼ同額ですが、令和4年度に実施した食材高騰への補填措置は打ち切りになるのですか。」と事前質問あり。

これに対し、学校教育課主幹より、「令和4年度につきましては、物価高騰による国の地方創生臨時交付金が学校給食費に充当されております。現在のところ、令和5年度も継続されるとは聞いておりません。そのため、令和5年度は学校給食費負担収入のみで材料費を購入することとしておりまして、当面は給食費を値上げすることなく、食材の見直しや献立のやりくりをしながら収支が均衡になるように、運用してまいりたいと思います。」と回答。

図書館長から、資料に基づき説明。

まちづくり協働課長から、資料に基づき説明。

加藤千春委員より、「自動販売機設置に伴う土地貸付料というのは公民館に設置する自動販売機の土地貸付料のことですか。そうであるとすれば、自動販売機の台数、契約相手方の選定方法を教えてください。」と事前質問あり。

これに対し、まちづくり協働課長より、「土地貸付料は公民館に設置する自動販売機の土地の貸付料となります。自動販売機の台数は3台、契約相手方の選定方法といたしましては自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第2条に基づき、一般競争入札による選定を行っております。」と回答。

加藤千春委員より、「地区公民館電気使用料負担分の内容を説明してください。」と事前質問あり。

これに対し、まちづくり協働課長より、「前年度実績の15%を公民館にご負担いただき、残りを市が払うという慣例でやっているものでございます。」と回答。

加藤千春委員より、「公の施設の管理を指定管理者以外に委託している現行の地区公民館事業運営委託は地方自治法に違反しており、早期に改善が必要だと思いますが、市の認識を示してください。」と事前質問あり。

これに対し、まちづくり協働課長より、「瀬戸市としては昭和20年半ばより公民館を建設してきた当時から、瀬戸方式というスタイルで住民による公民館事業、施設運営を行ってきました。委員ご指摘の件につきましては、平成15年の地方自治法改正によって公共施設の管理の事務が管理委託制度から指定管理制度へ変更されて、これによりますと直営か指定管理かの2択になるわけですが、法の改正の当時、瀬戸市ではその手続きをされていないというご指摘と受け取っております。この対応といたしましては、これまでの地域運営という瀬戸市独自のスタイルを継続しつつ、指定管理制度への移行を図ってまいりたいと思います。市内には14館の公民館運営に係る皆さんがおりますので、丁寧に話し合いを進めながら令和6年度から指定管理制度へ移行できるよう進めてまいりたいと思います。」と回答。

加藤千春委員より、「各公民館が条例の根拠なく公民館の利用者から実質的な使用料である協力金を徴収していることは地方自治法に違反しており、速やかに協力金の徴収を止めさせるべきと思いますが、市の認識を示してください。」と事前質問あり。

これに対し、まちづくり協働課長より、「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例第5条第1項に、『公民館はその使用につき使用料を徴収することができる。』、第2項に『前項の使用料その他公民館の使用に関する主要な事項は、別に条例で定める。』とあり、この使用料に関して条例がないのに実質的な使用料を徴収しているのは違反とのご指摘だと思います。私共の見解では、使用料ではなくあくまでも公民館の利用に関する協力金だと認識しております。市の事業運営補助とあわせて、公民館の方で修繕や事業運営等に充てていただいているところでございます。瀬戸方式という住民運営の施設であり、利用される皆様から、皆で施設を利用しているのだということで修繕等するために使う費用に協力し、負担費用等の協力をとすることで協力金として始まったものだと考えております。しかしながら、条例に規定がないというのも確かでございますので、解決策といたしましては令和6年度に指定管理制度への移行とともに解決してまいりたいと考えております。」と回答。

文化課長から、資料に基づき説明。

加藤千春委員より、「歳出予算総額が6,870千円の増となっている主な要因は何ですか。」と事前質問あり。

これに対し、文化課長より、「文化財保存事業補助金に源敬公廟の保存活用修理分を計上しており、令和5年度より新たな工事が始まることによる増額でございます。」と回答。

スポーツ課課長補佐から、資料に基づき説明。

加藤千春委員より、「定光寺野外活動センターについて、年間の使用料収入が850千円というのは少ないという印象を受けますが、指定管理者はどのような利用促進策を行っていますか。」と事前質問あり。

これに対し、スポーツ課課長補佐より、「金額についてですが、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度につきましては、約1,800千円でしたが、これがコロナ禍の直撃を受けた令和2年度、3年度については約250千円ずつ、そして多少利用の回復が図られた令和4年度に、おおよその最終予想額として850千円という推移をたどっております。今回歳入を見込むにあたりまして、新年度につきましてもまだまだコロナ禍の影響を排除するというのは早計だろうと考えておりまして、令和4年度の最終到達額を見込み額として計上したということでございます。次に、指定管理者はどのような利用促進策を行っているかというご質問ですが、こちらは現在ホームメックス株式会社に指定管理をお願いしております。PRにつきましては、ホームメックスにおいても独自にホームページを作成しております。また、独自にパンフレットを作成し、施設の窓口で利用者の方にお配りすることで施設の魅力のPRに努めているところでございます。また施設内のトイレの洋式化を順次実施していく等、コロナ対策を含めたより快適な施設となるような整備を順次行ってきております。」と回答。

加藤千春委員より、「体育施設費の予算額が約70,000千円の増額となっている主な要因は何ですか。」と事前質問あり。

これに対し、スポーツ課課長補佐より、「増額の主な要因としては、スポーツ施設内の大規模な修繕でございます。令和5年度につきましては、南公園野球場の照明設備LED化工事に約100,000千円、市民公園内の弓道場の耐震改修工事に約30,000千円ということで、高額な工事が控えております。こちらが結果として全体の工事予定費を押し上げているものでございます。」と回答。

加藤千春委員	<p>学校教育課の給食費ですが、補填措置はしないということは現在の物価高は収まったわけではないので、補填のない予算での材料購入となると、1食あたりの単価が下がるのではないかと思うのですがそういう理解でよろしいですか。</p>
学校教育課主幹	<p>来年度の食材の単価ですが、まだ出てきておりません。ただ一部、年間契約をしている主に調味料ですが、こちらの方の単価は出てきております。こちらは前年度と比較しますと、10%から15%値上がりをしております。全体として値上がりの影響が出てくるのは、今年度ではなくて来年度になると思っております。そういった中で、国の臨時交付金がなくなったらどうなるのですかということなのですが、臨時交付金は今国の方で議論をされておりました、継続で審議をされております。例えば給食費が据え置きでやりくりができるのかどうか、まずはこれを見極めていきたいと思っております。その上で、できなければ給食費を値上げするか市費で給食費の一部を補填するかというようなことも考えていかなければならないと思っております。政治的な要素もございますので、今後国の動向や食材の単価を注視しながら、引き続き検討していきたいという状況でございます。</p>
加藤千春委員	<p>そうすると年度初めはどのようにスタートされるのですか。</p>
学校教育課主幹	<p>当初予算で挙げさせていただいたとおりですので、年度当初につきましては少し苦しいやりくりになるかと思っておりますが、これから1年間、状況が持つのかということも含めて、4月に入らないとできないかもしれませんが、対応を検討したいと思います。このまま食材の値上がりをずっと見守るといった形では難しいのかなと考えております。</p>
加藤千春委員	<p>まちづくり協働課の自販機ですが、3台台数があつて選定方法は一般競争入札ということでしたが、契約の相手方はどこでしょうか。業者でしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>業者であります。</p>
加藤千春委員	<p>協力金についてですが、先ほどの説明によると協力金というのは使用料ではなくて、あくまでも寄付だということでしたが、それはわたしは違うと思っております。その理由を申し上げますと、平成28年度から令和4年度まで各年の5月の定例会で前年度の公民館の利用状況が報告されております。その資料を見ますと、減免や一部減免、減免なしというように分けて報告されております。寄付で減免ということはあり得ないと思いますので、これは従来からの市役所の認識は、協力金は使用料として認識していたからこそ、減免等に分けて報告されていたのではないかと思います。減免しているのはよく使っている団体で、そういうところに寄付を求めないでたまに利用する人には寄付を求めるとするのは、扱いを異にする合理的な理由はないと思います。それから、仮にこの協力金が寄付金だとすると公民館の利用というのは市議員の方もされていますよね。市議員の方のホームページを見ますと、公民館を利用して活動しましたというような報告も、特に菱野団地あたりの市議員さんはされています。寄付金だとすると協力金を支払われた市議員の方は、寄付行為をしたということになりますし、それから公民館のどなたかわかりませんが寄付を求めた方は市議員に対して寄付を求めたということになります。これは寄付の禁止を定めた公職選挙法に違反する行為ではないかと思います。寄付金であればですが。この辺は法律の専門家の方に判断していただくしかないと思うのですが、わたしはそのように思っております。ですから、今の寄付金だという説明</p>

	<p>は、今回わたしが使用料だというように指摘して、使用料ということになると公民館には使用料を徴収する権限はないはずですが、仮に瀬戸市が徴収するとしても、瀬戸市の公民館条例には使用料に関する具体的な記述はありません。条例では別に定めると言っているのですが、別に定める条例も制定されておられません。地方自治法の228条だと思いますが、使用料を徴収するには条例で定めるといふことにされております。ですから瀬戸市の現状は地方自治法に照らし合わせると徴収できない、いわんや権限のない地元団体が実質的な使用料を徴収するということとはできない、だから寄付金だというふうの説明することによって公民館が協力金を徴収するということを正当化しようという説明ではないかなとわたしはそのように解釈しました。寄付金であるならば、寄付するのは自由な行為であると思いますがある公民館の管理規則を見ると、協力金を支払わない人には公民館を利用させないと定めています。寄付金を払わなければ公民館を利用させないということは、寄付金であるならばやってはいけないと思いますので、わたしが考えるに協力金は実質的な使用料に現状はなっていると思います。権限のない公民館が徴収して、それを市に納入しているわけではなくて自らの団体の会計に振り入れている、そういった極めて不適切な行為であるので速やかに徴収を市としては止めさせるべきだと思いますが、これについて市の認識を再度聞きたいと思います。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>委員ご指摘の寄付という扱いの件ですが、わたくしは寄付ではなく協力金として皆様からいただく、その際には減免等設けているのかもしれませんが、あくまでも協力金という認識でございます。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>自由な意思で求めたお金が寄付金だというならば、なぜ人によって減免という言葉を使ったり、あるいは相手によって求めたり求めなかったりするのですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>寄付金ではなく協力金ですので、ご協力くださいということでやっておりますので寄付という認識ではやっておりません。ご協力くださいという中で、この団体は地域に貢献しているのでそういった方たちは免除しましょうか等という判断になっているのだと思います。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>そうであるならば、どうして協力金を払わない人には使わせないということにしているのでしょうか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>住民で運営している組織でありますので、そういうことに協力いただけないということになりますと住民の皆さんの感情としては難しいと思いますので、使わせないというか、許可をしないということになるのだと思います。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>基本的なことですが公の施設の利用に差別をしてはいけないということがありますが、市としては利用に対して協力金を払わない人は使わせないということをお認めしているということですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>協力いただきますようお願いをしているということですので、実際に利用できないということとはございません。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>では先ほど申し上げたある公民館では、協力金を払わない人には使わせないというのがあるわけですが、そんなことはないということですか。</p>

まちづくり協働課長	現場の方に聞いてはいませんが、皆さんにご協力いただけるようお願いをして協力金をいただいていると考えております。
加藤千春委員	では先ほど申し上げた公職選挙法に関してはどのようなご認識でしょうか。
まちづくり協働課長	寄付金とはとらえておりませんので、協力いただくお金だと考えております。
加藤千春委員	名前の問題ではなくて、実質の問題で、例えば香典は寄付金ではないですが、香典を出すのも公職選挙法違反だと思います。これは実質でとらえるべきであって、協力金か寄付金か今の実態で言えば実質的な使用料か、それらのいずれかでしかないと思います。そのいずれでもない、今判断されているのですか。
まちづくり協働課長	寄付金という判断ではなく、使用料でもなく、館の運営にご協力いただくお願いのものであると思います。
加藤千春委員	公職選挙法のことについては市の方で顧問弁護士等に確認をされたのでしょうか。
まちづくり協働課長	してはございません。
加藤千春委員	そうすると、それはまちづくり協働課の独自の判断なのでしょうか。
まちづくり協働課長	まちづくり協働課としてというより瀬戸市として、協力金として判断したと認識しております。
加藤千春委員	そうするとこの取り扱いをするにあたり、改めるつもりはないということでしょうか。
まちづくり協働課長	そういった誤解を招かないように、先ほどご質問にもありましたように指定管理制度に移行する際にはこの件も含め、きれいな状態にして活動してまいりたいと考えております。
加藤千春委員	どうして指定管理制度に移行しないと変えれないのですか。
まちづくり協働課長	この1年間、住民の皆さんと話し合いを進めることに時間を要するためでございます。
加藤千春委員	住民の皆さんというのは公民館の関係者ということですか。
まちづくり協働課長	はい。公民館を運営している皆さんでございます。
加藤千春委員	わたしは公民館の関係者よりも、利用者のために協力金のことを考えるべきだと思っていて、利用者がどうして利用するにあたって根拠のないお金を負担しないといけないのかということなんですけれど、そもそもは今の公民館条例が欠陥条例で、設置場所しか定めていないということが問題だからだと思います。それを前提にして、今の状況では市も使用料をとれないし、民間団体は当然とれないということなんですけど今のお答えだと、瀬戸市はあくまで寄付金でもないし、使用料でも

	<p>ないし、自由な意思でお願いして払っていただいていると、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>市の方としましては、寄付金ではなく協力金として皆さんに館の運営・修繕等に使う費用として、ぜひともご協力くださいという趣旨の元、集めているものでございます。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>時間もないので今日はこの辺りまでにしますが、わたしは納得しているわけではないので、稲垣委員、お忙しいとは思いますが詳細はご存知ないかもしれませんが、法律の専門家としての考え方を現時点で、寄付金かどうかとか、お考えをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。</p>
<p>稲垣遼委員</p>	<p>金銭を支払うことに対して対価があるかどうかですが、使用するためにお金を払うということであればこれは使用料ということになりますし、お金を払うことに見返りがないということであれば、寄付行為、贈与になると思われま。その贈与というのを、寄付と言うのか、協力金と言うのかという話ですが実質的に何が違うのかというのがわたしもお話を聞いていて理解できていません。寄付というのと協力金というのと、いずれもお金は払うけれども相手から何か見返り、対価をもらわない行為です。実質的には言葉だけの違いであって、同一視されるものではないかと思ひます。これがわたしの今の考えでございます。なのでわたしも、今のまちづくり協働課長のお話は少しじっくりこないところがあるのですが、ただ先ほどから出ている条例の関係、使用料の関係についてはわたしも原典をあたっているわけではないので、正確には申し上げられないというのが現状でございます。議論を聞いた限りの感想としては述べさせていただきます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第6号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>第7号議案 瀬戸市立学校管理規則の一部改正について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第7号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>第8号議案 瀬戸市立学校管理規則施行細則の一部改正について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p>



<p>教 育 長</p>	<p>ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第 8 号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。 す。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p> <p>第 9 号議案 瀬戸市学校運営協議会規則の制定について 学校教育課主幹から、資料に基づき説明。 加藤千春委員より、「規則案第 1 2 条第 2 項についてですが、法第 4 7 条の 5 第 7 項では「学校運営協議会は、対象学校の教員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対し、意見を述べるができる。」と規定していますが、規則案第 1 2 条第 2 項の内容はどのような趣旨ですか、例えば、特定の教員の異動や承認について協議会が意見を述べることは可能ですか。」と事前質問あり。 学校教育課主幹から「第 1 2 条第 2 項において基本的な方針の実現に資する事項及び対象学校の教育上の課題を踏まえた事項としており、基本的な方針の実現のため、このような人材が必要といったことは述べることは可能ですが、教職員を特定した異動や承認、処分等についての意見は対象としておりません。」と回答あり。 加藤千春委員より、「第 1 3 条第 5 項では、「協議会は、教職員に対して、協議会の活動状況を報告するものとする。」と規定されているが、具体的な報告時期等を明示すべきでは。」と事前質問あり。 学校教育課主幹から「協議会は年 3 回開催しており、教育委員会事務局としても会議には出席しております。現在も協議会開催後には議事録の報告が適切になされていることから、具体的に報告時期を規則に明示する必要はないと考えておりますが、引き続き、適切に報告がなされるよう対応してまいりたいと考えております。」と回答あり。</p>
<p>加 藤 千 春 委 員</p>	<p>委員の報酬は年間 9,000 円で年 3 回の開催を予定しているとのことですが、つまり 1 回あたり 3,000 円ということになりますけれど年額 9,000 円の妥当性なのですが、スポーツ推進委員の方は 1 回活動すると確か 7,300 円だったと記憶しております。この年額 9,000 円の妥当性はどのように判断されますか。</p>
<p>学 校 教 育 課 主 幹</p>	<p>9,000 円の根拠ですが、今まではボランティアでやっていたという経緯がございまして、他の市町の方にも確認させていただきました、だいたい年額でこの金額くらいではないかということで、1 回あたりという金額は定めておりません。会議が年間 3 回だから 1 回 3,000 円という考えもできるのですが、協議会の運営にあたり、学校訪問をしていただいたりだとか、運動会の様子を見に来ていただいたりだとかということで普段から関わっていただいているのですが、それぞれに 1 回ずつ金額を充ててしまうとすごい金額になってしまうものですから、これまでボランティアでやってきたことの延長線上として、1 年間 9,000 円くらいが妥当だろうと判断させていただいたということでございます。</p>
<p>加 藤 千 春 委 員</p>	<p>そもそもボランティアが前提だということを基礎に考えればそうかもしれませんが、ボランティアというふうにはどこにも定めていないわけで、非常勤の特別職なのだからその時点で適切な報酬の額を判断すべきだと思います。今の話ですと 3</p>

<p>学校教育課主幹</p>	<p>回の協議会以外にも活動があるということなので、その話からするとわたしは他の非常勤の特別職の方の報酬と比べて、ちょっとバランスを欠いているのではないかと思います。市役所の中で、他の特別職の方とのバランスをとるということも考えていただきたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他市町によってバラバラになっておりまして、無報酬という市町村もございますが先ほど委員よりご指摘もございましたので、内部や近隣市町の状況も踏まえて検討してまいりたいと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第9号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p> <p>3 その他 教育政策課長から、日程について、説明。</p> <p>閉会 午後3時24分</p> <p style="text-align: right;">教育長 加藤正彦</p> <p style="text-align: right;">教育長職務代理 青山貴彦</p>